

### 対象施設 ※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗  
〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）  
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等  
〔結婚式場〕 結婚式場（※2）

とちまる安心認証取得店は  
営業時間 5時から21時まで  
酒類提供 11時から20時まで

### 要請内容

- ・ 営業時間は**5時から20時まで**とする。
- ・ 酒類の提供は**11時から19時30分まで**とする。
- ・ 同一グループの入店は、原則4人以内とする。
- ・ 飲食を主として業としている店舗等及び結婚式場では、カラオケ設備の利用を行わない
- ・ 業種別ガイドラインを遵守する。
- ・ その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

- ・ 従業員への検査推奨
- ・ 入場者の整理・誘導
- ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・ 施設の換気を行う
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・ 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。